

1/2

10:28 受

~~様式9-1(1/2)~~

応急措置の概要(原子炉施設)

(第18120報)

<p style="text-align: right;">平成30年 5月18日 10時20分</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第25条報告</div> <p style="text-align: right;">報告者名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 原子力防災管理者 磯貝 智彦 連絡先 0240-30-9301</p> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第2.1条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">・福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果 [採取日 5月16日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p style="text-align: center;">【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2018年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果

単位:Bq/L

	1号機放水路立坑水		2号機放水路立坑水	
	上流側	下流側	上流側	下流側
採取日	5月16日	5月16日	5月16日	5月16日
採取時刻	8:03	7:42	7:53	7:45
Cs-134(約2年)	37	72	190	ND(12)
Cs-137(約30年)	330	870	1,700	63
全β	450	2,700	2,200	180
H-3(約12年)	ND(120)	420	120	290

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

1/2

10:28受

様式9-1(1/2)
(第18121報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

平成30年 5月 18日 10時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第12993報他でお知らせした、地下貯水槽周辺の観測孔において全ベータ放射能が上昇した事象、及び第13274報他でお知らせした、地下貯水槽i南西側及び北東側の漏えい検知孔水において全ベータ放射能が上昇した事象について、下記のとおり水の分析を実施しましたので、お知らせします。</p> <p>・地下貯水槽 分析結果 [採取日 5月17日]</p> <p>今回の分析結果は、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。</p> <p>引き続き、地下貯水槽周辺の監視を行うとともに、全ベータ放射能が上昇した原因を調査していきます。</p> <p>【公表区分：D続】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2018年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽 分析結果 (2018年5月17日分)

地下貯水槽 (ドレン孔水)														
	i		ii		iii		iv		v		vi		vi*	
	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北西側	南東側	北西側	南東側	南西側	
採取時刻														
全ベータ(Bq/L)					7:42	7:14								
					270	ND(21)								

地下貯水槽 (漏えい検知孔水)														
	i		ii		iii		iv*		v*		vi		vi*	
	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北西側	南東側	北西側	南東側	南西側	
採取時刻														
全ベータ(Bq/L)					7:36	6:55					7:54			
					13,000	44,000					34			

(注)NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

*漏えい検知孔iv、v、viは、採取対象としない。

12=49 受

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第18122報)

平成30年5月18日12時41分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日11時28分に、「免震棟PLC間通信異常」の警報が発生し、免震棟においてサブドレン水位が監視不能となり、その後、現場にてサブドレン水位が監視できていることを11時45分に確認できました。</p> <p>現在、各建屋の滞留水水位は近傍のサブドレン水位を超えていないことを確認できているものの、今後、サブドレン水位が免震棟にて継続的に監視することができない懸念があることから、12時15分、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)表26-2で定める運転上の制限「各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足できないと判断しました。</p> <p>なお、プラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどには異常はないことを確認しております。</p> <p>今後、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：B】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

13:12 受

1/1

様式0-1(1/2)
(第18123報)

応急措置の概要(原子炉施設)

平成30年 5月18日 13時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第18122報にてお知らせした、運転上の制限を逸脱した事象について、その後の状況をお知らせします。 建屋の滞留水水位とサブドレン水位との水位差を確保するために、12時27分に、サブドレンポンプ全台汲み上げを停止しました。 今後、状況が分かり次第お知らせします。 【公表区分: B続】
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

14:12 受

様式0-1(1/2) 1/10

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18124報)

平成30年 5月 18日 13時55分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [5月18日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 5月17日] ・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日 5月16日、17日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水 [採取日 5月14日、17日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 4月9日、5月14日、17日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、5月19日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。 ・福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果 [採取日 5月14日]</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2018年5月18日 11:00 現在

【留意事項】
 各計測器については、異常やその他の異常速度の発生を察知して、系統の運用環境
 条件を阻害しているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存
 在している。プラントの状況に応じて、このような計測器の存在が主客
 観したうえで、複数の計測器から得られる情報を活用して変化の傾向にも着目し
 て総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系：1.4m ³ /h CS系：1.4m ³ /h (5/18 11:00 現在)	給水系：1.4m ³ /h CS系：1.4m ³ /h (5/18 11:00 現在)	給水系：0.0m ³ /h CS系：3.0m ³ /h (5/18 11:00 現在)	
原子炉压力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1)：19.1℃ 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1)：19.0℃ VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2)：18.9℃ (5/18 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3)：24.8℃ RPV温度 (TE-2-3-69R)：25.8℃ (5/18 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1)：23.1℃ RPV/屋部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1)：22.0℃ (5/18 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A)：19.3℃ HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F)：19.0℃ (5/18 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B)：25.2℃ SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1)：25.2℃ (5/18 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A)：22.8℃ 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1)：21.4℃ (5/18 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.63kPa.g (5/18 11:00 現在)	4.19kPa.g (5/18 11:00 現在)	0.33kPa.g (5/18 11:00 現在)	
蒸気封入流量 ※3	RPV (RVH)：13.83Nm ³ /h (JP-A)：14.29Nm ³ /h (JP-B)：-Nm ³ /h PCV：-Nm ³ /h (5/18 11:00 現在)	RPV：12.48Nm ³ /h PCV：-Nm ³ /h (5/18 11:00 現在)	RPV：16.64Nm ³ /h PCV：-Nm ³ /h (5/18 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.1m ³ /h (5/18 11:00 現在)	14.63Nm ³ /h (5/18 11:00 現在)	17.63Nm ³ /h (5/18 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系：0.00vol% B系：0.00vol% (5/18 11:00 現在)	A系：0.04vol% B系：0.02vol% (5/18 11:00 現在)	A系：0.02vol% B系：0.02vol% (5/18 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系：指示値 9.10E-04 検出限界値 4.10E-04 Ba/cnt B系：指示値 1.57E-03 検出限界値 4.00E-04 (5/18 11:00 現在)	A系：指示値 ND 検出限界値 1.6E-01 Ba/cnt B系：指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 (5/18 11:00 現在)	A系：指示値 ND 検出限界値 2.4E-01 Ba/cnt B系：指示値 ND 検出限界値 2.5E-01 (5/18 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	26.7℃ (5/18 11:00 現在)	27.1℃ (5/18 11:00 現在)	26.6℃ (5/18 11:00 現在)	20.0℃ (5/13 5:00 現在) ※5
FPC 注水ノック 水位	3.74m (5/18 11:00 現在)	2.95m (5/18 11:00 現在)	4.01m (5/18 11:00 現在)	67.04X100mm (5/18 11:00 現在)

【計測値に誤差の範囲】
 ※1：指示値がマイナスの場合は0.00vol%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測原理によりマイナス表示される場合があるため)
 原子炉格納容器ガス管理システムの水素濃度を記載する。
 ※2：指示値が検出限界未満の場合はNDと記載する。原子炉格納容器ガス管理システムの放射能濃度 (Xe135) を記載する。
 ※3：蒸気封入流量は、圧力で蒸気濃度正した値を記載する。
 ※4：蒸気封入流量は、圧力で蒸気濃度正した値を記載する。
 ※5：作機により4号機格納容器燃料プール冷却系一次系ポンプ停止中のため、4号機格納容器燃料プール水温度に測しては至近のデータを記載。

2018年5月18日

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

I-131 (Bq/L)

測定場所	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
①	ND(4.6)	ND(5.4)	ND(3.8)	ND(3.6)	ND(4.6)	ND(4.5)	ND(5.4)	ND(4.5)	ND(4.4)	ND(4.7)	ND(3.8)	ND(4.0)	ND(5.0)	ND(4.5)	ND(4.1)	ND(5.2)	ND(5.0)	ND(4.7)	ND(5.0)
②	ND(4.0)	ND(4.8)	ND(4.9)	ND(4.3)	ND(4.8)	ND(4.2)	ND(4.2)	ND(3.7)	ND(5.6)	ND(5.1)	ND(4.6)	ND(4.3)	ND(3.7)	ND(3.7)	ND(4.3)	ND(4.2)	ND(4.4)	ND(3.7)	ND(4.4)
③	ND(4.6)	ND(4.3)	ND(5.0)	ND(4.5)	ND(4.3)	ND(4.1)	ND(4.8)	ND(4.6)	ND(4.6)	ND(4.8)	ND(4.7)	ND(4.7)	ND(4.7)	ND(3.7)	ND(4.8)	ND(3.9)	ND(3.9)	ND(4.7)	ND(4.3)
④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	ND(5.0)	ND(4.5)	ND(4.3)	ND(4.8)	ND(4.3)	ND(4.9)	ND(4.4)	ND(4.3)	ND(4.6)	ND(4.2)	ND(5.9)	ND(4.7)	ND(3.2)	ND(4.0)	ND(4.7)	ND(4.6)	ND(4.9)	ND(3.7)	ND(4.1)
⑥	-	ND(4.0)	-	-	-	-	-	-	ND(5.0)	-	-	-	-	-	ND(4.2)	-	-	-	-
⑦	ND(4.9)	ND(5.3)	ND(5.1)	ND(5.8)	ND(5.4)	ND(4.7)	ND(4.2)	ND(4.7)	ND(5.4)	ND(5.0)	ND(5.1)	ND(4.9)	ND(4.7)	ND(4.9)	ND(5.7)	ND(5.2)	ND(4.5)	ND(5.4)	ND(5.0)
⑧	ND(4.7)	ND(4.5)	ND(5.1)	ND(4.4)	ND(4.9)	ND(5.1)	ND(5.0)	ND(4.4)	ND(5.1)	ND(4.7)	ND(4.8)	ND(5.1)	ND(4.2)	ND(4.7)	ND(5.1)	ND(5.2)	ND(5.5)	ND(4.2)	ND(5.5)
⑨	ND(4.7)	ND(4.6)	ND(5.2)	ND(3.9)	ND(3.2)	ND(4.5)	ND(4.1)	ND(4.6)	ND(4.7)	ND(5.1)	ND(4.7)	ND(3.9)	ND(4.6)	ND(4.6)	ND(3.7)	ND(5.8)	ND(3.6)	ND(4.9)	ND(4.2)

CS-134 (Bq/L)

測定場所	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
①	ND(4.6)	ND(4.0)	ND(4.0)	ND(4.8)	ND(4.8)	ND(5.3)	ND(4.8)	ND(4.8)	ND(4.6)	ND(4.6)	ND(4.4)	ND(5.6)	ND(4.5)	ND(5.4)	ND(4.8)	ND(3.3)	ND(4.4)	ND(5.9)	ND(6.5)
②	ND(3.6)	ND(3.3)	ND(4.6)	ND(3.7)	ND(4.6)	ND(4.0)	ND(4.8)	ND(3.9)	ND(4.1)	ND(3.6)	ND(3.2)	ND(2.8)	ND(3.3)	ND(3.9)	ND(4.6)	ND(3.2)	ND(4.1)	ND(3.6)	ND(3.9)
③	ND(5.2)	ND(4.3)	ND(4.5)	ND(5.0)	ND(4.3)	ND(5.0)	ND(5.5)	ND(4.1)	ND(4.8)	ND(3.7)	ND(4.8)	ND(4.2)	ND(3.9)	ND(5.2)	ND(5.0)	ND(3.3)	ND(4.8)	ND(3.6)	ND(4.1)
④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	ND(3.0)	ND(4.1)	ND(5.3)	ND(5.1)	ND(4.6)	ND(5.5)	ND(4.4)	ND(5.2)	ND(4.6)	ND(3.0)	ND(3.6)	ND(4.4)	ND(3.5)	ND(3.6)	ND(5.5)	ND(4.1)	ND(5.2)	ND(3.8)	ND(3.2)
⑥	-	ND(4.8)	-	-	-	-	-	-	ND(3.6)	-	-	-	-	-	-	ND(4.1)	-	-	-
⑦	ND(6.5)	ND(5.5)	ND(4.5)	ND(4.6)	6.1	ND(6.8)	ND(4.4)	ND(5.3)	ND(6.3)	ND(5.0)	5.0	ND(5.9)	ND(4.4)	ND(5.0)	ND(5.5)	ND(7.2)	ND(8.2)	ND(4.2)	4.0
⑧	ND(4.6)	ND(3.7)	ND(4.8)	ND(5.5)	ND(4.0)	ND(4.2)	ND(4.8)	ND(4.6)	ND(5.1)	ND(4.4)	ND(5.0)	ND(3.6)	ND(4.8)	ND(4.0)	ND(5.0)	ND(4.2)	ND(4.1)	ND(3.4)	ND(4.5)
⑨	ND(3.2)	ND(4.1)	ND(4.1)	ND(5.0)	ND(4.4)	ND(4.8)	ND(3.8)	ND(4.4)	ND(5.2)	ND(4.2)	ND(3.5)	ND(3.9)	ND(4.7)	ND(4.7)	ND(5.0)	ND(3.8)	ND(4.4)	ND(3.0)	ND(3.7)

CS-137 (Bq/L)

測定場所	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
①	ND(4.8)	ND(4.6)	ND(4.8)	ND(5.1)	ND(4.7)	ND(4.4)	4.3	ND(3.8)	ND(4.3)	ND(4.8)	ND(5.5)	ND(5.2)	ND(3.4)	ND(4.3)	ND(5.3)	ND(4.4)	ND(4.3)	ND(5.6)	ND(4.3)
②	ND(4.4)	ND(3.9)	ND(3.4)	ND(4.8)	ND(3.9)	ND(3.8)	ND(3.4)	ND(3.3)	ND(3.8)	ND(3.3)	ND(3.3)	ND(3.9)	ND(3.9)	ND(3.9)	ND(3.4)	ND(4.3)	ND(4.2)	ND(3.9)	ND(4.2)
③	ND(4.5)	ND(4.7)	ND(4.2)	ND(4.5)	ND(3.8)	ND(4.7)	ND(4.2)	ND(4.4)	ND(4.2)	ND(4.3)	ND(4.4)	ND(4.3)	ND(5.2)	ND(5.0)	ND(4.4)	ND(3.4)	ND(3.8)	ND(3.8)	ND(4.4)
④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	ND(4.4)	ND(4.7)	ND(3.4)	ND(4.5)	ND(5.7)	ND(4.8)	ND(4.7)	ND(3.8)	ND(3.8)	ND(4.7)	ND(4.7)	ND(4.3)	ND(3.4)	ND(3.3)	ND(4.7)	ND(4.7)	ND(4.4)	ND(3.4)	ND(4.2)
⑥	-	ND(5.0)	-	-	-	-	-	-	ND(3.3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦	38	40	30	24	27	30	35	40	49	37	53	60	43	46	35	32	35	40	28
⑧	ND(4.8)	ND(5.1)	ND(3.8)	ND(4.7)	ND(5.4)	ND(5.0)	ND(5.6)	ND(4.9)	ND(4.8)	ND(3.9)	ND(3.7)	ND(5.6)	ND(3.3)	ND(4.8)	ND(4.9)	ND(5.1)	ND(5.1)	ND(3.9)	ND(5.0)
⑨	ND(3.4)	ND(4.5)	ND(4.5)	ND(4.5)	ND(4.7)	ND(4.8)	ND(4.9)	ND(4.0)	ND(4.8)	ND(4.3)	ND(4.1)	ND(4.7)	ND(5.2)	ND(4.4)	ND(4.7)	ND(4.1)	ND(5.4)	ND(3.8)	ND(4.1)

*f-1はサンプリング・測定を実施していないことを示す。

*⑥は⑥が検出不可であったため、地下水流の上流側として選定し、週1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)。

*⑦は地下水流の下流側であることから、追加で測定(2011/5/26~)

*⑧を追加で測定(2011/5/30~)

*⑨を追加で測定(2011/8/2~)

*⑩は検出限界未満を示す、() 内に検出限界値を示す。

<測定箇所>

- ① 4号7月建設南東
- ② フロセス主建屋北東
- ③ フロセス主建屋南東
- ④ フロセス主建屋南西
- ⑤ 焼却体焼却物送込処理建屋南
- ⑥ サイロン力建屋南西
- ⑦ 焼却体焼却物送込処理建屋南
- ⑧ 焼却体焼却物送込処理建屋北
- ⑨ サイロン力建屋南東

2018年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

	A排水路										物揚場排水路					
	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日		
採取日	9:05	8:14	7:55	8:15	8:00	8:15	8:40	8:58	8:10	7:35	8:10	8:05	8:10	8:35		
採取時刻	0	0	5.5	2	0	0	0	0	0	5.5	2	0	0	0		
降雨量(mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中		
流量(m ³ /秒)	0.61	ND(0.87)	ND(0.89)	ND(0.59)	0.97	ND(0.81)	1.2	2.9	ND(0.55)	ND(0.99)	0.74	ND(0.57)	ND(0.73)	ND(0.64)		
Cs-134(約2年)	6.5	5.1	3.6	4.3	9.4	6.8	13	25	5.1	5.4	5.4	4.3	5.7	5.1		
Cs-137(約30年)	10	8.6	10	8.0	12	17	18	45	7.4	7.4	8.2	7.1	8.2	11		
全β	-	-	-	-	-	ND(6.0)	-	-	-	-	-	-	9.6	-		
H-3(約12年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位: Bq/L

	K排水路										C排水路					
	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日		
採取日	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00		
採取時刻	0	0	5.5	2	0	0	0	0	0	5.5	2	0	0	0		
降雨量(mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中		
流量(m ³ /秒)	2.5	1.4	1.5	2.6	ND(0.77)	0.92	1.3	ND(0.65)	ND(0.81)	ND(0.70)	ND(0.75)	ND(0.71)	ND(0.78)	ND(0.61)		
Cs-134(約2年)	21	13	11	23	8.4	8.1	9.8	ND(0.88)	1.1	1.5	3.2	ND(0.88)	ND(0.98)	ND(0.74)		
Cs-137(約30年)	38	25	18	37	19	20	18	4.8	4.0	ND(3.7)	11	ND(3.4)	4.6	ND(2.7)		
全β	-	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	ND(6.0)	-		
H-3(約12年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

* 太枠内が今回公表データ。他は5月17日までにお知らせ済み。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

5/10

2018年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

採取日	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9(注)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取時刻															
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)															
Cs-137(約30年)															
その他															
γ															
全β															
H-3(約12年)															
Sr-90(約29年)															

採取日	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-1	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5(注)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5(注)	3.4号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取時刻	5月14日 7:11	5月14日 8:01	5月14日 8:17	5月14日 8:09	5月14日 8:09	5月14日 7:45	5月14日 7:45	5月14日 7:45							
塩素(単位: ppm)							460								
Cs-134(約2年)	ND(0.25)	4.4	ND(0.49)				ND(0.30)	ND(0.34)							
Cs-137(約30年)	ND(0.41)	34	ND(0.51)				0.51	ND(0.47)							
その他															
γ															
全β	310	240	2,000	53,000	53,000	280	5,000								
H-3(約12年)	320	530	1,800	1,300	1,300	910	600								
Sr-90(約29年)															

* 太枠内が今回公表データ。他は5月15日にお知らせ済み。
 * NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き()内に検出限界値を示す。
 * 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

6/10

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取日				5月17日											
採取時刻				8:24											
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)				ND(0.27)											
Cs-137(約30年)				ND(0.39)											
その他															
γ															
全β				52											
H-3(約12年)				分析中											
Sr-90(約29年)															

	12号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	23号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5	34号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取日		5月17日	5月17日	5月17日			5月17日	5月17日		5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	
採取時刻		7:11	7:58	8:13			7:25	7:43		7:31	8:05	7:47	7:14	7:06	
塩素(単位: ppm)							480							340	
Cs-134(約2年)		ND(0.28)	3.2	ND(0.31)			ND(0.40)	ND(0.35)		ND(0.28)	ND(2.7)	7.9	ND(0.72)		
Cs-137(約30年)		ND(0.42)	39	ND(0.47)			0.77	ND(0.49)		0.55	6.9	71	2.7		
その他															
γ															
全β		290	230	1,900			250	5,100		220	560	2,400	ND(13)	25	
H-3(約12年)		分析中	分析中	分析中			分析中	分析中		分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	
Sr-90(約29年)															

* NDは検出限界値未満を示し、「その他γ」を除き()内に検出限界値を示す。
 * 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

7/10

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(3/5)海水

単位: Bq/L

採取日	福島第一5,6号機放水口北側(T-1)	福島第一6号機取水口前	福島第一物場場前	福島第一1~4号機取水口内北側(東-深壁北側)	福島第一1号機取水口(遮水壁前)	福島第一2号機取水口(遮水壁前)	福島第一1~4号機取水口内南側(遮水壁前)	福島第一南放水口付近(T-2)	福島第一港湾口	福島第一東側	※告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取時刻		4月9日 8:05	4月9日 7:25	4月9日			4月9日 7:35		4月9日 6:51			
Cs-134 (約2年)		ND(0.49)	ND(0.57)				ND(0.44)		ND(0.55)		60	10
Cs-137 (約30年)		1.0	3.1				3.1		ND(0.59)		90	10
全β		ND(18)	ND(18)				ND(18)		ND(17)			
H-3 (約12年)		6.7	17				19		1.8		60,000	10,000
SI-90 (約29年)		0.12	0.96				0.96		0.017		30	10

単位: Bq/L

採取日	福島第一港湾内西側	福島第一港湾内北側	福島第一港湾内南側	福島第一港湾中央	福島第一北防波堤北側(T-0-1)	福島第一港湾口北東側(T-0-1A)	福島第一港湾口東側(T-0-2)	福島第一南東側(T-0-3A)	福島第一南防波堤南側(T-0-3)	※告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取時刻		4月9日 6:59		4月9日 7:20							
Cs-134 (約2年)		ND(0.30)		ND(0.47)						60	10
Cs-137 (約30年)		ND(0.39)		0.64						90	10
全β		ND(18)		ND(17)							
H-3 (約12年)		2.8		4.5						60,000	10,000
SI-90 (約29年)		0.061		0.15						30	10

* 本枠内が今回公表データ。他は4月10日、13日、17日にお知らせ済み。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第2第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

8/10

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(4/5)海水

単位: Bq/L

採取日	福島第一5,6号機放水口北側(T-1)	福島第一6号機取水口前	福島第一物揚場前	福島第一1~4号機取水口内北側(裏表陸奥北側)	福島第一1号機取水口(遮水壁前)	福島第一2号機取水口(遮水壁前)	福島第一1~4号機取水口内南側(遮水壁前)	福島第一南放水口付近(T-2)	福島第一港湾口	福島第一港湾内東側	告示濃度限度	※WHO飲料水水质ガイドライン
採取日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日				
採取時刻	7:10	6:57	8:00	7:20	7:50	7:45	7:35	7:55				
Cs-134(約2年)	ND(0.39)	ND(0.45)	ND(0.54)	ND(0.60)	ND(0.58)	ND(0.64)	0.49	ND(0.85)			60	10
Cs-137(約30年)	ND(0.66)	0.73	0.93	5.2	5.4	5.3	5.4	ND(0.68)			90	10
全β	12	14	14	ND(13)	17	ND(13)	24	12				
H-3(約12年)	ND(0.91)	3.1	3.7	22	19	19	26	ND(0.92)			60,000	10,000
Sr-90(約28年)	—	—	分析中	分析中	—	—	分析中	—			30	10

単位: Bq/L

採取日	福島第一港湾内西側	福島第一港湾内北側	福島第一港湾内南側	福島第一港湾中央	福島第一北防波堤北側(T-0-1)	福島第一港湾口北東側(T-0-1A)	福島第一港湾口東側(T-0-2)	福島第一港湾口南東側(T-0-3A)	福島第一南防波堤南側(T-0-3)	告示濃度限度	※WHO飲料水水质ガイドライン
採取日											
採取時刻											
Cs-134(約2年)										60	10
Cs-137(約30年)										90	10
全β											
H-3(約12年)										60,000	10,000
Sr-90(約28年)										30	10

* 本枠内が今回公表データ。他は5月15日にお知らせ済み。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「—」と記す。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度(別表第2第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

9/10

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(5/5)海水

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一5.6号機放水口北側(T-1)	福島第一6号機取水口前	福島第一物揚場前	福島第一1~4号機取水口内北側(東波除堤北側)	福島第一1号機取水口(遮水壁前)	福島第一2号機取水口(遮水壁前)	福島第一1~4号機取水口内南側(遮水壁前)	福島第一南放水口付近(T-2)	福島第一港湾口	福島第一港湾内東側	告示濃度限度	※WHO飲料水水質ガイドライン
5月17日	7:17	ND(0.58)	ND(0.71)	ND(0.67)	ND(0.53)	ND(0.57)	ND(0.70)	ND(0.70)	ND(0.57)	ND(0.57)	ND(0.28)	60	10
5月17日	7:33	0.79	0.80	4.2	3.8	3.6	3.9	3.9	0.84	0.84	0.78	90	10
5月17日	7:50	17	ND(16)	17	ND(16)	ND(16)	ND(16)	ND(16)	ND(17)	ND(17)	17	60,000	10,000
5月17日	8:12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10
5月17日	8:00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
5月17日	8:00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一港湾内西側	福島第一港湾内北側	福島第一港湾内南側	福島第一北波堤北側(T-0-1)	福島第一港湾口北東側(T-0-1A)	福島第一港湾口東側(T-0-2)	福島第一南東側(T-0-3A)	福島第一南防波堤南側(T-0-3)	告示濃度限度	※WHO飲料水水質ガイドライン
5月17日	6:57	ND(0.26)	ND(0.27)	ND(0.28)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	60	10
5月17日	6:55	0.68	0.73	0.59	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	90	10
5月17日	7:03	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	60,000	10,000
5月17日	7:03	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10
5月17日	8:07	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
5月17日	8:07	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度(別表第2第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/10

2018年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

採取日	一時貯水タンクC (サンプルタンクC)		運用目標	告示濃度※1 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
	東京電力	第三者機関			
採取時刻	2018年5月14日	2018年5月14日			
採取時刻	8:30	8:30			
貯水量 [m ³]	840	840			
セシウム134	ND(0.79)	ND(0.55)	1	60	10
セシウム137	ND(0.58)	ND(0.60)	1	90	10
その他 ガンマ核種	検出なし	検出なし	※2 検出されないこと		
全ベータ	ND(2.3)	ND(0.34)	3(1)※2		
トリチウム	920	1,000	1,500	60,000	10,000

* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第2第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

18:16 受

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18125報)

平成30年5月18日18時10分
 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第18122報他にてお知らせした、運転上の制限を逸脱した事象について、その後の状況をお知らせします。 現場の状況を確認した結果、通信ケーブルに異常が確認されたことから、通信ケーブルの交換を実施し、サブドレン水位が免震棟にて監視できる状態となったことを16時06分に確認しました。 また、サブドレン水位が確認できない期間において、各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水位の水位を超えていないことを確認しました。 このことから、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)表26-2で定める運転上の制限「各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水位の水位を超えていないこと」を満足していたと、17時55分に判断しました。 今後、準備が整い次第、サブドレンポンプの復旧を順次実施していきます。</p> <p>【公表区分:C】 運転上の制限からの逸脱でないと判断したため、公表区分を「B」から「C」に変更しました。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・(無)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

Rev.1 発信日時

訂正 Rev.1
※1 削除

20:20 受 平成30年5月18日20時00分

様式0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18125報)

平成30年5月18日18時10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第18122報他にてお知らせした、運転上の制限を逸脱した事象について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>現場の状況を確認した結果、通信ケーブルに異常が確認されたことから、通信ケーブルの交換を実施し、サブドレン水位が免震棟にて監視できる状態となったことを16時06分に確認しました。</p> <p>また、サブドレン水位が確認できない期間において、各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水位の水位を超えていないことを確認しました。</p> <p>このことから、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)表26-2で定める運転上の制限「各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水位の水位を超えないこと」を満足していたと、17時55分に判断しました。 ※1 ※1</p> <p>今後、準備が整い次第、サブドレンポンプの復旧を順次実施していきます。</p> <p>【公表区分:C】 運転上の制限からの逸脱でないと判断したため、公表区分を「B」から「C」に変更しました。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有 (無)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。